

## 架空請求詐欺で1,510万円の被害が発生

### ～ 身に覚えのないハガキにご注意を！ ～

#### < 事案の概要 >

- 1月上旬、長野市内の70歳代女性宅に、「総合消費料金未納分訴訟最終通知書」と記載されたハガキが届き、女性がハガキに記載された電話番号に電話をしたところ、民事訴訟管理センターの職員を名乗る男から、弁護士の連絡先を教えられました。  
女性が教えられた連絡先に電話をしたところ、弁護士を名乗る男から、「訴訟を取り下げるには、10万円の弁済供託金が必要だ」と言われ、長野市のコンビニエンスストアにおいて収納代行サービスを利用し、10万円を支払いました。

その後も、弁護士を名乗る男や債券回収業者を名乗る男らから、支払いを要求され、東京都と埼玉県の住所に、2回にわたって

1,500万円

を宅配便で送り、被害にあいました。

### ★ 被害防止対策 ★

昨年末から県下の不特定多数の方へ、

「総合消費料金未納分訴訟通知書」  
「民事訴訟通告書」



等と題する、

- ・ 訴訟手続きが裁判所で受理された
- ・ 連絡がない場合は、原告の要求内容の判決がくだされる
- ・ 判決後は財産が差し押さえられる

などと記載されたハガキが届いています。

これらは詐欺のハガキです！無視してください！

絶対に連絡先には電話はかけず、最寄りの警察署や交番等にご相談ください。